平成２６年（フ）第１２７９号
大阪府東大阪市岸田堂南町12番７号　三福荘18号
債務者　渡辺ツルヱ（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６４号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目７番７号　エイシンビル504号
債務者　加藤時男こと　康　　時男
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
三重県伊勢市上野町307番地８
債務者　若林　　学
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
三重県度会郡南伊勢町伊勢路1085番地３
債務者　樅山　義隆
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山形県米沢市林泉寺２丁目２番２－３号ロイヤル月Ａ―11号室
債務者　日下部好洋
1　決定年月日時　平成26年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第２１０号
さいたま市見沼区大字小深作568番地４　Ｍ＆Ｍ大宮202
債務者　五十嵐清美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１１号
埼玉県戸田市大字新曽2425番地の１　カーサレジオ102号室
債務者　阿佐　泰司
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４号
埼玉県吉川市吉川団地５番４号303
債務者　佐久間早苗
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１３号
埼玉県越谷市伊原２丁目14番20号　植竹ハイツ201
債務者　高崎　　進
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
埼玉県越谷市伊原２丁目14番20号　植竹ハイツ201
債務者　高崎記美子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
埼玉県草加市八幡町56番地２　ベルドゥムール草加八幡503号
債務者　藤本　雅也
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２３８号
千葉県船橋市日の出１丁目２番２号　ビューラーさくら206号、申立時の住所千葉県船橋市日の出２丁目11番４号　第２内海荘１号
債務者　類家　秀夫
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
千葉市若葉区桜木１丁目32番49号　ヴィレッジダイドー503号
債務者　齋藤　勝博（旧姓金久保）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６３号
千葉県船橋市新高根１丁目４番２棟505号
債務者　小林　孝明
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
千葉県印西市木下東３丁目２番地18
債務者　齋藤　貴幸
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２９号
千葉県印西市木下東３丁目２番地18
債務者　齋藤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３８号
千葉県富里市七栄480番地143
債務者　中村伊佐武
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部